

幼児教育・保育無償化への区の対応について

1 制度の趣旨

国は、子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、幼児教育の無償化を一気に加速することとした。

幼児教育の無償化は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから取り組まれるものである。

消費税率引上げ時の令和元年10月1日からの実施を目指し、具体的な手続き等の検討が、現在行われている。

2 対象及び事業

(1) 対象者

- ① 3歳児から5歳児まで（小学校就学前まで）の子ども
（ただし、幼稚園以外は保育の必要性がある子どもが対象）
- ② 0歳児から2歳児までの住民税非課税世帯の子どもであって、保育の必要性がある子ども

(2) 対象となる施設・サービス

- ① 幼稚園（上限月額2.57万円）、保育所、認定こども園、地域型保育の利用料を無償化
- ② 幼稚園の預かり保育（上限月額1.13万円）
- ③ 認可外保育施設等（認証保育所、ベビーホテル、その他認可外施設）
一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業
（3～5歳児は上限月額3.7万円、0～2歳児は上限月額4.2万円）

(3) その他

- ① 幼稚園低所得世帯、多子世帯への支援について
年収360万円未満世帯のすべての子ども及び全所得階層の第3子以降を対象に副食費を免除する。（補足給付）
- ② 保育所0～2歳児の多子世帯に対する保育料の減額について
都補助事業を活用し、従来減免対象外であった年収360万円相当以上の多子世帯に対して保育料を減額する。

3 制度施行

令和元年10月1日

4 国庫負担等

令和2年度以降の無償化に係る負担割合は、国1/2、都1/4、区1/4

※令和元年度は、既存の国基準徴収額（保育料相当額）及び新たに創設された認可外保育施設等の利用給付に係る経費を全額国費で補助

5 区の対応

(1) 条例等改正^{〔附則1〕}

政令公布後速やかに改正手続きに着手する。

(2) 無償化に伴う予算措置

令和元年度（平成31年度）一般会計予算第2号補正により対応する。

(3) 新たに生じる認可外施設入所者への保育の必要性認定

条例改正後、区民周知を経て速やかに実施する。

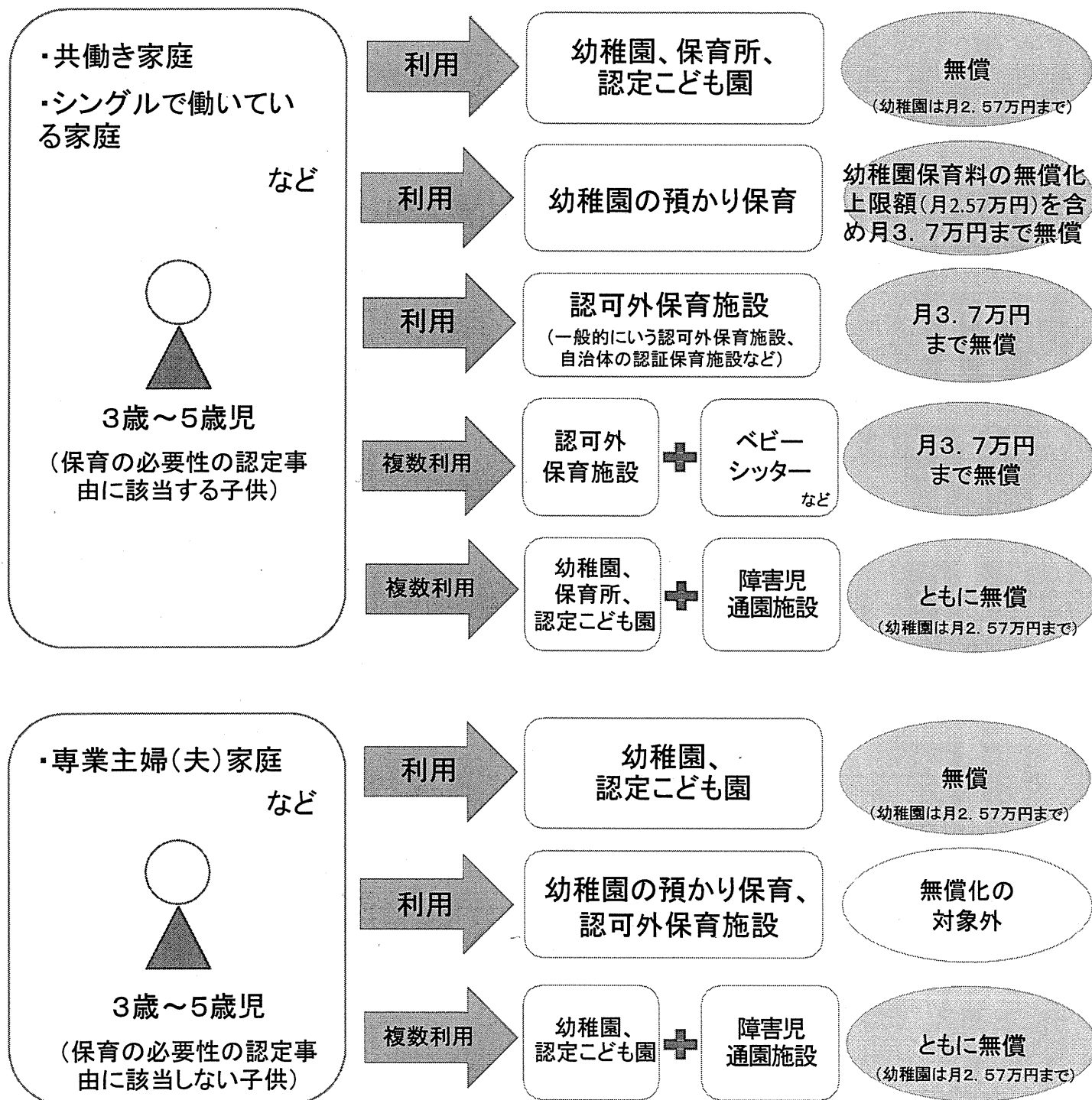
6 スケジュール

令和元年5月10日	法案成立
5月下旬	関連政令等の公布
6月11日	区議会文教児童委員会報告
6月下旬(予定)	区条例等整備
7月以降	区民周知（広報、ホームページ）
10月1日	施行

《参考》区内の幼稚園等の現状（平成31年4月1日現在）

区立幼稚園	2園
私立幼稚園	32園（幼稚園型認定こども園2園を含む）
幼稚園類似園（無認可）	1園
在園児数	5,864人
区立保育園	40園（公設民営園含む）
私立認可保育所	89園
認定こども園	3園
地域型保育	96園（家庭福祉員、小規模事業所、事業所内）
認可外保育所（該当見込園）	29園（認証、ベビーホテル等その他認可外）
在籍児数	12,704人（その他認可外を除く）

幼児教育・保育無償化の具体的なイメージ(例)



住民税非課税世帯については、0歳～2歳児についても上記と同様の考え方により無償化の対象となる。この場合、月4.2万円まで無償となる。

※ 上記のうち認可外保育施設及びベビーシッターについては、認可外保育施設の届出をし、指導監督の基準を満たすものに限る(ただし、5年間の経過措置として、指導監督の基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする猶予期間を設ける)。